

都民の負託を受けた東京都議会議員は、都民福祉の向上を通じて、都政の発展に力を尽くすことが求められている。

その責務を全うするためには、東京都議会議員としてふさわしい、深い識見と高い倫理観を持って政治活動に臨まなければならない。

近年、政治活動に伴う金銭の授受の不透明性や不正・不適切な資金管理への都民からの批判を招く事案が発生しており、再発防止に向けた東京都議会としての迅速かつ体系だった対応が求められている。

加えて、多様性を尊重する人権意識やハラスメント被害の根絶への社会的希求が広まっていることもあり、東京都議会議員が備えるべき識見や倫理観に関する都民の関心は、かつてないほどの緊張感を伴うものとなっていることを自覚しなければならない。

そうしたことから、ここに東京都議会は、都民に対して、東京都議会議員の責務、遵守すべき政治倫理規準等を明らかにするとともに、それらに準拠した議員活動を貫くために必要な自律的な取組の励行を図ることにより、確固たる政治倫理を確立することを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、東京都議会（以下「議会」という。）における政治倫理確立のため、東京都議会議員（以下「議員」という。）の責務、遵守すべき政治倫理規準等を定めるとともにその励行を議会として促すことにより、議会の秩序及び名誉を守り、都民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な都政の発展に寄与することを目的とする。

（責務）

第2条 議員は、都民の負託にこたえるため、絶えず都民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、その言動が都民及び都政に与える影響に鑑み、自らを厳しく律するとともに、都民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に

事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

(宣誓書の提出)

第3条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、東京都議会議長（以下「議長」という。）が定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

(政治倫理規準)

第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、所得税法（昭和40年法律第33号）その他の関係法令等（以下「関係法令等」という。）とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

- 一 議員の品位と名誉を損なう行為により、都民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。
- 二 その権限を濫用し又はその地位を不当に利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。
- 三 公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
- 四 自己又は特定の者の利益を目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。
- 五 政治資金に関し都民の疑惑を招くことがないよう、次に掲げるところにより取り扱うこと。
 - イ 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。
 - ロ 自身が代表を務める政治団体に、イの寄附を受けさせないこと。
 - ハ 自身が代表を務める政治団体の会計責任者（会計責任者の職務を補佐する者を含む。以下同じ。）が収支報告書に必要な事項を記載せず、又は虚偽の記入をすることのないよう、当該会計責任者を適切に監督すること。
 - ニ 政治資金パーティーの対価、政治活動に関する寄附等の政治活動に充てる全ての収入を口座に入金し収支報告書に反映させるなど、適切に資金管理すること。
- 六 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を利用して、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしないとともに、第三者をして同様の行為をさせないこ

と。

七 東京都男女平等参画基本条例（平成12年東京都条例第25号）、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年東京都条例第86号）、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）及び東京都手話言語条例（令和4年東京都条例第110号）などの定めにかなう、多様性への尊重に配慮した人権意識に反する言動をしないと、第三者をして同様の行為をさせないこと。

八 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例（令和6年東京都条例第140号）に定めるカスタマー・ハラスメントをはじめ、各種のハラスメント行為を行わないとともに、第三者をして同様の行為をさせないこと。

九 都民の行動規範となることを想定して都が定める各種の指針及び基本計画の趣旨を踏まえ、率先して行動すること。

（審査会の設置）

第5条 議会に、東京都議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員9人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、議会運営委員会と協議した上で、議会の同意を得て議長が任命する。

一 政治倫理に関し優れた識見を有する者であつて議会が推薦するもの 2人以内

二 弁護士 3人以内

三 公認会計士 1人以内

四 前三号に掲げる者のほか、政治倫理に関し優れた識見を有する者 3人以内

4 前項第一号の規定による議会の推薦は、議長が議会運営委員会と協議の上、決定するものとする。

5 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。ただし、委員及び臨時委員の数の合計数は、9人を超えることができない。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、議会運営委員会と協議の上、議長が任命する。

7 委員の任期は、当該議会の任期満了後の最初の本会議における後任者の任命の同意が得られるまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 8 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 9 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 10 副会長の数は、審査会がこれを定める。
- 11 議長は、審査会に、都内有権者（地方自治法第18条に定める選挙権を有する都民をいう。以下同じ。）からの、関係法令等又は前条各号に掲げる政治倫理規準（以下単に「政治倫理規準」という。）のいずれかに反する疑いがある議員に関する通報又は相談を受け付ける窓口を設置する。

（会長の職務代行）

第6条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。

- 2 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ定めた会長職指名用順位の取決めに従い、順次、委員が会長の職務を行う。

（審査会の運営と役割）

第7条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

- 一 審査会は、会長が招集する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は、議長が招集する。
- 二 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 三 審査会の議事は、会長を除く委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 四 次条第1項の規定による審査の請求（以下この条において単に「審査の請求」という。）をされた議員は、審査会から出席又は出席に加えて資料の提出の要請があった場合は、出席し、又は出席の上で資料を提出し、誠実に答える義務を負う。
- 五 審査会は、審査の請求があった議員の関係者に対し、必要があると認める場合は、審査会への出席又は出席に加えて資料の提出の要請を行うことができる。
- 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。
- 七 委員及び臨時委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。

八 審査会の会議は、これを非公開とする。

九 前号の規定にかかわらず、審査会が必要と認めるときは、議決により審査の一部又は全部を公開することができる。

十 審査会の委員若しくは臨時委員又は委員若しくは臨時委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

十一 審査会は、審査の請求をされた議員につき、関係法令等又は政治倫理規準のいずれかに反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合は、議長に対し、文書による警告又は公開の議場における陳謝の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。

十二 第三号の定めにかかわらず、審査会は、会長を除く委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの3分の2以上の多数による賛成がある場合は、前号の審査結果に代えて、出席若しくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告又は議員辞職の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。

十三 審査会は、前二号に定める審査の結果を意見として答申しない場合で、政治的又は道義的に責任があるとは認められないときは、その旨を審査の結果として答申するものとする。

十四 審査会は、前号の場合において、審査の請求をされた議員から名誉の回復を求められたとき又は名誉の回復を図る必要があると認めるときは、議長に対し、当該議員の名誉を回復するために必要な措置を講じるよう求めるものとする。

十五 審査会は、審査のため必要があるときは、審査の請求をされた議員以外の議員、政治倫理に関し優れた識見を有する者等に対し、参考人としてその出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。この場合において、審査会はさらに必要があるときは、審査会の議決によって、当該参考人に対し、審査に加わることを認めることができる。

2 審査会は、第5条第11項に定める通報又は相談を受け付けた場合は、第4項の規定による調査に必要な要件として当該通報又は相談の発信者、対象となる議員、対象となる事案及び当該事案が関係法令等又は政治倫理規準に反するものであることを信用するに足る論拠又は証拠を特定するとともに、当該事案の内容について議長に報告するものとする。

3 審査会は、前項に規定する要件を満たすことが確認できた場合で、必要があると認めるときは、同項の規定による報告の際に、又は当該報告の後に、議長に対して、会長名で当該事案への議会としての調査の開始を具申することができる。

4 議長は、前項の規定による具申があったときは、当該具申に基づき調査を実施する

とともに、第2条第3項の規定に従い、当該議員に対して、自主的な説明を求めることができる。

- 5 審査会は、第2項に規定する要件を満たすことが確認できない場合は、その旨を議長に報告するものとする。
- 6 第2項から前項までの取扱いは文書をもって記録するとともに、当該文書及び第4項の説明の内容は公開する。ただし、議長は、対象となる議員からの求めがある場合又は必要があると認める場合は、議会運営委員会と協議の上、その同意を得て、理由を明記し、当該文書及び当該説明の一部を非公開とすることができる。
- 7 審査会は、議長に対し、関係法令等の改変や政治倫理規準に関わる社会的環境の変化や進捗に応じて、議員に対する研修及び注意喚起が適時適切に提供されるよう求めることができる。
- 8 議長は、前項の規定による求めがあった場合は、議会運営委員会と協議の上、必要な研修及び注意喚起を実施するなど、誠実に対処するものとする。
- 9 前項の規定により議長が研修及び注意喚起を実施した場合は、議員は積極的に研修に参加するとともに、注意喚起を機に自ら進んで必要な知見の習得を図り、それらに基づく活動の励行に努めなければならない。
- 10 前各項に定めるもののほか、審査会の運営等に関し特別な定めを必要とする場合は、審査会は、会長名で議長に対し規定の制定を求めることができる。この場合において、議長は、議会運営委員会と協議の上、その同意を得て、誠実に対処するものとする。

(審査の請求)

第8条 議員及び都内有権者は、関係法令等又は政治倫理規準のいずれかに反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員にあつては議員の定数の3分の1以上で、かつ、3以上の会派（所属議員が一人の場合を含む。）の議員の連署をもって、都民にあつては議員の定数の3分の1以上で、かつ、3以上の会派（所属議員が一人の場合を含む。）の議員の紹介をもって議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

- 2 議長は、前項の規定による審査の請求（以下単に「審査の請求」という。）を受けたときは、速やかに審査会に対し、当該事案について諮問するものとする。
- 3 審査会は、第5条第11項に定める窓口において通報又は相談を受けた場合で、必要があると認めるときは、前条第4項の規定による調査の結果及び当該議員による自主的な説明の内容を踏まえ、その議決を経て、会長名で議長に対し、審査会による審

査の開始を具申することができる。

- 4 議長は、前項の規定による具申があったときは、議会運営委員会と協議して、その同意を得て議会の議事に付し、審査会に対して当該事案について諮問するものとする。この場合においては、当該事案に関し第5条第11項に規定する通報又は相談をした都内有権者から審査の請求があったものとみなして前条第1項及び次条から第12条までの規定を適用する。

(議長への報告)

第9条 会長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第10条 議長は、前条の審査の結果（以下単に「審査の結果」という。）の報告を受けたときは、その内容を議会運営委員会に報告するとともに、審査の請求をした議員又は都内有権者の代表者及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項の規定による意見書の提出の有無を確認の上、会長名で審査の結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第11条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

- 2 議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第12条 議長は、審査の結果の報告を受けたときは、議会運営委員会と協議して、その同意を得て議会の議事に付し、審査会が必要と認める措置を議会の責任で講じるものとする。

- 2 議会運営委員会は、前項の規定による協議を行う場合で、必要があると認めるときは、審査会の委員又は議事に関係のある臨時委員の出席及び審査経緯に関する口頭による説明を求め、質疑を行うことができる。この場合において、審査会の委員又は議事に関係のある臨時委員はこれに誠実に応じなければならない。

- 3 議長は、第7条第1項第14号に定める審査会からの求めがあった場合には、議会

運営委員会と協議した上で、その同意を得て議会の議事に付し、当該議員の名誉を回復するために必要な第11条第1項に定める意見書の当該議員本人による読み上げを認めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月22日から施行する。
- 2 議会は、この条例の施行後、議員の任期ごとに、都民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。
- 3 議会は、都道府県議会の権能及び都道府県議会議員の職責に係る関係法令等に関する見直し等が行われるときには、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

東京都議会議員の政治倫理に関する条例（案）のポイント

○前文

- ・政治活動に伴う金銭の授受の不透明性や不正・不適切な資金管理への都民からの批判を招く事案の発生しており、再発防止に向けた東京都議会としての迅速かつ体系だった対応が求められている。
- ・多様性を尊重する人権意識やハラスメント被害の根絶への社会的希求が広まっている。

○宣誓書の提出（第3条）

- ・議員の任期開始の日から30日以内に、この条例を遵守する旨の宣誓書を議長に提出

○政治倫理規準（第4条）

政治資金に関することについては、第5号にまとめて記載

- ・道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けない。自身が代表を務める政治団体も同様
- ・自身が代表を務める政治団体の会計責任者等が収支報告書に必要な事項を記載せず、又は虚偽の記入をすることのないよう会計責任者等を適切に監督
- ・政治資金パーティーの対価、政治活動に関する寄附等の政治活動に充てる全ての収入を口座に入金し収支報告書に反映させるなど、適切に資金管理
- ・第7号で、多様性への尊重に配慮した人権意識に反する言動をしないとともに、第三者をして同様の行為をさせない。
- ・第8号で、各種のハラスメント行為を行わないとともに、第三者をして同様の行為をさせない。
- ・第9号で、都民の行動規範となることを想定して都が定める各種の指針及び基本計画の趣旨を踏まえ、率先して行動

○審査会の設置（第5条、第7条）

- ・審査会は、委員9人以内
(政治倫理に関し優れた識見を有する者で議会が推薦するもの2名以内、
弁護士3名以内、公認会計士1名以内)
- ・特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。
(委員及び臨時委員の合計は、9人を超えることができない。)

○審査会の運営と役割（第7条）

- ・審査会の議事は、会長を除く委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決する。可否同数のときは、会長が決する。
- ・審査の請求をされた議員は、審査会に出席、資料を提出、誠実に答える義務を負う。また、口頭又は文書により弁明することができる。
- ・審査会は、議長に対し、文書による警告、公開の議場における陳謝の勧告を答申
- ・会長を除く委員、議事に関係のある臨時委員で出席した3分の2以上の多数による賛成により、出席、参加の自粛、役職辞任、議員辞職の勧告を答申

○研修（第7条）

- ・議長が、研修及び注意喚起を実施した場合は、議員は積極的に研修に参加するとともに、注意喚起を機に自ら進んで必要な知見の習得を図り、それらに基づく活動の励行に努めなければならない。

○審査の請求（第8条）

- ・議員は、議員の定数の3分の1以上で、かつ、3以上の会派（所属議員が一人の場合を含む。）の議員の連署
- ・都内有権者は、議員の定数の3分の1以上で、かつ、3以上の会派（所属議員が一人の場合を含む。）の議員の紹介

○通報窓口（第5条、第8条）

- ・都内有権者から、関係法令等、政治倫理規準のいずれかに反する疑いがある議員に関する通報、相談を受け付ける窓口を設置

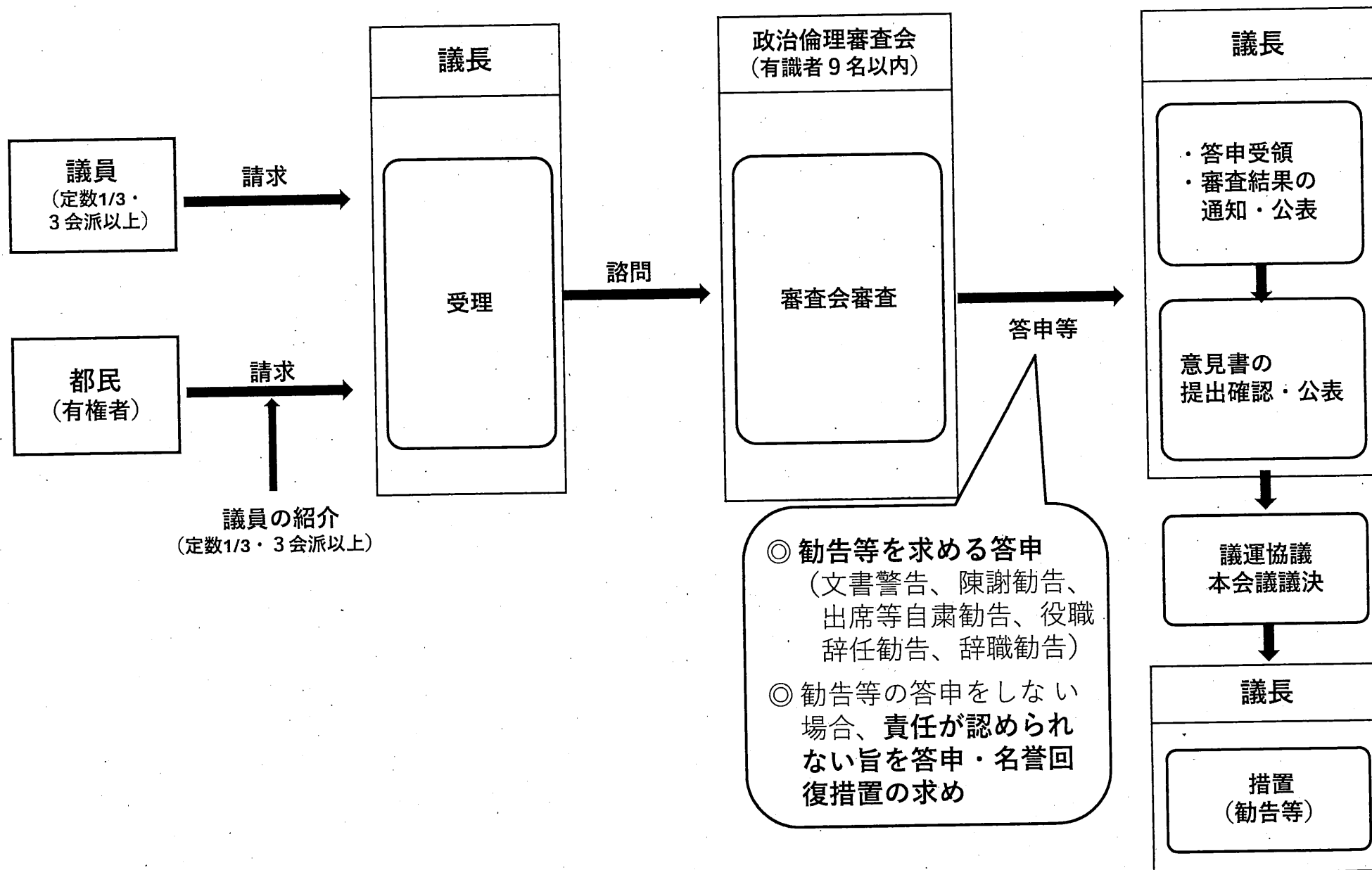
○措置（第12条）

- ・議長は、審査の結果の報告を受けたときは、議会運営委員会と協議、同意を得て議会の議事に付し、審査会が必要と認める措置を議会の責任で講じる。
- ・議会運営委員会は、審査会の委員又は議事に関係のある臨時委員の出席及び審査経緯に関する口頭による説明を求め、質疑を行うことができる。
- ・議会運営委員会と協議し、その同意を得て議会の議事に付し、名誉を回復するために必要な意見書の議員本人による読み上げを認める。

○見直し（附則）

- ・議員の任期ごとに、都民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要がある場合は、所要の措置を講じる。
- ・議会は、議会の権能、議員の職責に係る関係法令等に見直し等が行われるときには、この条例の規定について検討を加え、必要がある場合は、所要の措置を講じる。

議員又は都民による審査の請求から措置までの流れ



都民による通報・相談から措置までの流れ

